

泉大津市教育委員会会議 令和8年第3回定例会

会 議 事 項

(令和8年3月18日)

## 会 議 事 項

- 日程第 1 議案第 1 0 号 泉大津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について
- 日程第 2 議案第 1 1 号 泉大津市学校運営協議会委員の任命について
- 日程第 3 議案第 1 2 号 泉大津市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について
- 日程第 4 議案第 1 3 号 泉大津市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則について
- 日程第 5 議案第 1 4 号 「令和 8 年度学校園に対する教育方針」について
- 日程第 6 議案第 1 5 号 泉大津市立池上曾根弥生学習館及び泉大津市池上曾根史跡公園運営委員会規則の制定について
- 日程第 7 議案第 1 6 号 地域学校協働活動推進員の委嘱について
- 日程第 8 議案第 1 7 号 泉大津市スポーツ施設運営委員の委嘱について
- 日程第 9 議案第 1 8 号 泉大津市文化財保護委員の委嘱について
- 日程第 1 0 議案第 1 9 号 泉大津市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 日程第 1 1 議案第 2 0 号 市立総合体育館の臨時休館について
- 日程第 1 2 報告第 4 号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について
- 日程第 1 3 議案第 2 1 号 令和 8 年度当初泉大津市立小・中学校一般教職員人事について【非公開】
- 日程第 1 4 議案第 2 2 号 令和 8 年度当初泉大津市立小・中学校管理職人事について【非公開】

議案第10号

泉大津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則(案)について

1 趣 旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、泉大津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正を行うものである。

2 改正内容

別紙1のとおり

3 施行期日等

改正後の規則は、令和8年4月1日から施行する。

泉大津市教育委員会規則第 号

## 泉大津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

泉大津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成30年泉大津市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 泉大津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第4条 前条の規定により協議会を設置した学校（以下「設置学校」という。）の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1) 教育課程の編成に関すること。</p> <p><u>(2) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。</u></p> <p>(3) 学校経営計画に関すること。</p> <p>(4) 組織編成に関すること。</p> <p>(5) 学校予算の編成及び執行に関すること。</p> <p>(6) その他校長が必要と認める事項に関すること。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第4条 前条の規定により協議会を設置した学校（以下「設置学校」という。）の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1) 教育課程の編成に関すること。</p> <p>(2) 学校経営計画に関すること。</p> <p>(3) 組織編成に関すること。</p> <p>(4) 学校予算の編成及び執行に関すること。</p> <p>(5) その他校長が必要と認める事項に関すること。</p> <p>2 (略)</p>

## 泉大津市教育委員会規則第7号

### 泉大津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の市立学校への設置について、必要な事項を定めるものとする。

#### (協議会の目的)

第2条 協議会は、学校運営に関して、泉大津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や保護者及び地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や幼児、児童及び生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

#### (設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認める場合には、その所管に属する学校ごとに協議会を置くことができる。ただし、小中一貫教育を施す場合その他教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置こうとするときは、協議会を設置する学校を指定し、当該学校長に通知するとともに、その旨を告示するものとする。

#### (学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 前条の規定により協議会を設置した学校（以下「設置学校」という。）の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(1) 教育課程の編成に関すること。

(2) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

- (3) 学校経営計画に関すること。
- (4) 組織編成に関すること。
- (5) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (6) その他校長が必要と認める事項に関すること。

2 設置学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、設置学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、設置学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会を経由し、大阪府教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、第2条に定める目的を踏まえ、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価及び情報提供)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、設置学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 協議会は、設置学校の保護者及び地域住民等に対して、設置学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(委員の任命)

第7条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、10名（2以上の学校について1の協議会を設置する場合にあっては、15名）以内とし、次に掲げる者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

2 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する非常勤の特別職とする。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会及び学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(委員の解任)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 前条の規定に違反した場合
- (3) その他解任に相当する事由が認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、任命の日からその任命の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

(報酬)

第11条 委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年泉大津市条例第15号）の定めるところによる。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第13条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、毎年度最初に招集される協議会の招集及び会長が選出されるまでの間の協議会の主宰は、教育長が指名する者が行う。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第14条 教育委員会は、協議会の運営状況について必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって学校運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

(指定の取消し)

第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条第2項の規定による指定を取り消すことができる。

- (1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合
- (2) 協議会としての合意形成を行うことができないと認められる場合
- (3) その他学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

2 教育委員会は、前項の規定により指定を取り消すときは、告示するものとする。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、設置学校において処理する。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則 (令和8年●月●日教委規則第●号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

教育委員会資料
8. 3. 18
教育政策課

議案第 11 号

## 泉大津市学校運営協議会委員の任命について

### 1 趣 旨

令和 8 年度泉大津市学校運営協議会委員の任命を、泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則第 2 条及び第 3 条第 1 項に基づき、臨時に教育長に代理させることを諮るもの。

### 2 根拠法令

泉大津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則  
(委員の任命)

第 7 条 協議会の委員は、10 名（2 以上の学校について 1 の協議会を設置する場合にあっては、15 名）以内とし、次に掲げる者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が任命する。

泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(8) その他教育委員会が重要と認める事項

第 3 条 教育委員会は、会議の議決に基づき、前条各号に掲げる事務を教育長に臨時に代理させることができる。

### 3 今後の予定

- ・ 4 月 1 日 各小・中学校学校運営協議会委員任命
- ・ 4 月定例会 令和 8 年度学校運営協議会委員の決定の報告

議案第12号

泉大津市招致外国青年任用規則の一部を改正  
する規則について

1 趣 旨

語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）について、一般財団法人自治体国際化協会から令和7年12月23日付「令和8年度第40期「招致外国青年任用規則（案）」等の送付について」により、語学指導等を行う外国青年に関する規則の見直しが通知されたことに伴い、泉大津市招致外国青年任用規則の一部改正を行うものである。

2 改正内容

別紙2のとおり

3 適用年月日

改正後の規則は、令和8年4月1日から適用とする。

泉大津市教育委員会規則第 号

## 泉大津市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則

泉大津市招致外国青年任用規則（令和 6 年泉大津市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項を次のように改める。

参加者が負傷又は疾病のために療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、病気休暇を取得することができる。

第 13 条第 2 項中「病気休暇」を「病気休暇の期間」に、「20 日を超えることができない」を「10 日の範囲内の期間とする」に改める。

第 14 条第 1 項中第 22 号を第 23 号とし、第 21 号の次に次の 1 号を加える。

(22) 6 月以上の継続勤務をしている参加者が、人間ドックを受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 日（交通機関の状況から、参加者が人間ドックを受けるためには人間ドックが行われる日又はその前日に宿泊することが必要であると認められる場合にあっては、1 日に宿泊のため必要と認められる日数を加えた日数）の範囲内で必要と認められる時間

第 14 条第 2 項中「及び第 22 号」を「、第 22 号及び第 23 号」に改める。

第 32 条第 1 項中「同項第 7 号から第 21 号まで」を「同項第 7 号から第 22 号まで」に、「同項第 22 号」を「同項第 23 号」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 病気又は負傷のため連続して 3 日を超える休暇を取得する場合及び休職の手續に必要となる場合は、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。ただし、3 日以内の休暇を取得する場合であっても、所属長は、必要と認めるときは、診断書等の提出を求めることができる。

第 32 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 前項本文の場合において、所属長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることができる。

### 附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 泉大津市招致外国青年任用規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(病気休暇)</p> <p>第 1 3 条 <u>参加者が負傷又は疾病のために療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、病気休暇を取得することができる。</u></p> <p>2 <u>病気休暇の期間は、第 4 条第 1 項に規定する任期中において 1 0 日の範囲内の期間とする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第 1 4 条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(21) (略)</p> <p>(22) <u>6 月以上の継続勤務をしている参加者が、人間ドックを受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 日 (交通機関の状況から、参加者が人間ドックを受けるためには人間ドックが行われる日又はその前日に宿泊することが必要であると認められる場合にあっては、1 日に宿泊のため必要と認められる日数を加えた日数) の範囲内で必要と認められる</u></p>	<p>(病気休暇)</p> <p>第 1 3 条 <u>病気休暇の期間は、負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務をしないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。</u></p> <p>2 <u>病気休暇は、第 4 条第 1 項に規定する任期中において 2 0 日を超えることができない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第 1 4 条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(21) (略)</p>

改 正 案	現 案 行
<p><u>時間</u></p> <p>(23) (略)</p> <p>2 前項第1号から第13号まで、<u>第22号及び第23号の特別休暇は有給とし、第14号から第21号までの特別休暇は無給とする。</u></p> <p>(休暇及び休職の手続)</p> <p>第32条 第13条第1項、第14条第1項第1号から第4号まで及び<u>同項第7号から第22号までの休暇を取得する場合は予定日数を、同項第23号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>病気又は負傷のため連続して3日を超える休暇を取得する場合及び休職の手続に必要となる場合は、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。ただし、3日以内の休暇を取得する場合であっても、所属長は、必要と認めるときは、診断書等の提出を求めることができる。</u></p>	<p>(22) (略)</p> <p>2 前項第1号から第13号まで<u>及び第22号の特別休暇は有給とし、第14号から第21号までの特別休暇は無給とする。</u></p> <p>(休暇及び休職の手続)</p> <p>第32条 第13条第1項、第14条第1項第1号から第4号まで及び<u>同項第7号から第21号までの休暇を取得する場合は予定日数を、同項第22号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>病気又は負傷のため休暇を取得する場合及び休職の手続に必要となる場合は、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。この場合において、所属長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることができる。</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>4</u> 前項本文の場合において、所属長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることができる。</p>	
<p><u>5</u> (略)</p>	<p><u>4</u> (略)</p>

(案)

泉大津市規則第 号

## 泉大津市招致外国青年任用規則

### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 職務（第3条）
- 第3章 任期及びその終了（第4条・第5条）
- 第4章 報酬、費用弁償等（第6条—第9条）
- 第5章 勤務時間、休日、休暇（第10条—第15条）
- 第6章 服務（第16条—第27条）
- 第7章 懲戒等（第28条—第32条）
- 第8章 公務災害補償等（第33条・第34条）
- 第9章 雑則（第35条）

### 附則

#### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この規則は、語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）により、泉大津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）において語学指導等を行う外国青年（以下「参加者」という。）の勤務条件に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 参加者の報酬、費用弁償等に関する事項は、泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例（令和元年泉大津市条例第9号）第32条の規定により、この規則において定める。

3 参加者の勤務条件に関する事項でこの規則に定めのないものについては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他の法令並びに市の条例及び規則（以下「法令等」という。）の定めるところによる。

#### （定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外国語指導助手 参加者のうち、主として教育委員会又は泉大津市立学校に配置され、外国語担当指導主事、外国語担当教員等の助手として職務に従事する者
- (2) 所属長 外国語指導助手が所属する組織の長
- (3) 週 日曜日に始まり直近の土曜日に終わる期間
- (4) 月 1日に始まり当該月の末日に終わる期間

## 第2章 職務

(外国語指導助手の職務)

第3条 外国語指導助手は、主として教育委員会又は泉大津市立学校において、所属長又は校長の指示を受け、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 泉大津市立学校における外国語授業等の補助
- (2) 泉大津市立小学校における外国語活動等の補助
- (3) 泉大津市立学校における外国語による他教科の授業等の補助
- (4) 外国語教材等作成の補助及び外国語スピーチコンテスト等への協力
- (5) 外国語担当教員等に対する研修の補助
- (6) 特別活動、課外活動等への協力
- (7) 外国語担当指導主事や外国語担当教員等に対する語学に関する情報の提供
- (8) 地域における国際交流活動への協力
- (9) その他所属長又は校長が必要と認める職務

2 外国語指導助手は、所属長の指示に従って管下の学校を巡回し、特定の学校に駐在し、又は両者を組み合わせた方法で前項各号の職務を行う。

## 第3章 任期及びその終了

(任期)

第4条 参加者の任期は、任用の日から任用の日の属する年度の末日まで（以下「前半任期」という。）及び前半任期の翌年度の4月1日から任用の日から1年を超えない範囲内で教育委員会が定める日まで（以下「後半任期」という。）とする。

2 前項の任期満了後、教育委員会は、外国語指導助手として必要な能力を有すると認める場合は、再度の任用を行うことができるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、引き続き5年間の任期が経過した場合においては、再度の任用は行わないものとする。

(退職)

第5条 参加者は、前条の任期は誠実に職務を遂行しなければならない。ただし、真にやむを得ない理由により、任期の満了前に退職しなければならないときは、退職しようとする日の30日前までに申し出なければならない。

#### 第4章 報酬、費用弁償等

(報酬等及びその計算)

第6条 参加者の報酬は、任期1年目については月額33万5,000円(年額402万円)、2年目については月額34万5,000円(年額414万円)、3年目については月額35万5,000円(年額426万円)、4年目及び5年目については月額36万円(年額432万円)とする。

- 2 参加者に対する期末手当及び勤勉手当は、支給しない。
- 3 報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日又は勤務を要しない日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は勤務を要しない日でない日とする。
- 4 参加者の勤務が月の中途から開始し、又は月の途中で終了したときは、当該月にかかる報酬の額は、その支給対象となる期間の現日数から第10条第2項及び第3項に規定する勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により算出する。
- 5 報酬の時間割の計算に当たっては、報酬の月額に12を乗じ、その額を第10条第1項で規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、1日当たりの勤務時間に第11条第1項各号に定める休日の日数の合計を乗じたものを減じたもので除して得た額を1時間当たりの額とする。

(報酬の減額)

第7条 参加者が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった1時間につき前条第5項により計算した1時間当たりの額を、前条第1項の報酬から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額できなかつたときは、翌月の報酬からこれを減額するものとする。

- 2 前項の勤務しなかった時間の計算に当たっては、当該勤務しなかった時間の属する月における全ての勤務しなかった時間を合計して行うものとし、1時間未満

の端数については、30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。

(費用弁償等)

第8条 参加者に対する通勤手当は、支給しない。

2 参加者が職務を行うために旅行するときは、その旅行に要する費用を弁償する。

3 教育委員会は、赴任及び帰国のための費用を弁償する。ただし、帰国のための費用は、次の各号に掲げる条件の全てを満たす参加者に対して弁償するものとする。

(1) 第4条第1項の後半任期を満了すること。

(2) 後半任期満了日の翌日から1箇月以内に、日本において教育委員会又は第三者と任用又は雇用関係に入らないこと。

(3) 後半任期満了日の翌日から起算して1箇月を経過する日までに、帰国のために日本を出発すること。

4 前項の規定にかかわらず、本人の責によらない理由により後半任期満了前に帰国する場合で、特に教育委員会がやむを得ないと認めたときは、帰国のための費用を弁償することができる。

第9条 教育委員会は、参加者が正当な理由なく帰国した場合等によって実際に被った損害について、参加者に対し賠償を求めることができる。

## 第5章 勤務時間、休日、休暇

(勤務時間)

第10条 参加者の勤務時間は、休憩時間を除き1週間について35時間とする。

2 参加者の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの毎日午前8時30分から午後4時15分までとし、土曜日及び日曜日は勤務を要しない日とする。ただし、月曜日から金曜日までの毎日午前11時から午後2時までの時間内で所属長が定める45分間を休憩時間とし、この時間は、参加者が自由に使用できるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、所属長は、参加者に対し、前項に規定する勤務時間以外の時間に勤務することを指示することができる。この場合において、その週を含めて4週間以内に代休を与えることとし、当該4週間を平均して1週間につき35時間を超える勤務をさせないものとする。

4 前項に規定する勤務に当たっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）第

32条に基づき、当該週の勤務時間の合計が40時間を超える勤務をさせないものとし、1日については8時間を超えて勤務させないものとする。この場合において、同法第35条第1項の定めにより、毎週少なくとも1日の勤務を要しない日を与えるものとする。

- 5 第2項の規定にかかわらず、所属長は、参加者に対し、その勤務時間又は休憩時間の変更を指示することができる。この場合において、1日につき7時間を超える勤務をさせないものとする。

(休日)

第11条 次の各号に掲げる日を休日とする。

(1) 国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日をいう。）

(2) 年末年始（12月29日から翌年1月3日までの期間をいう。）

- 2 前項の規定にかかわらず、所属長は、あらかじめ、振り替える休日を指定した上で、前項の休日に勤務を命ずることができる。

- 3 第1項に定める休日は、有給とする。

(年次有給休暇)

第12条 参加者は、第4条第1項に規定する任期中に分割又は連続した20日間の年次有給休暇を取得することができる。

- 2 年次有給休暇の単位は、1日又は1時間とする。

- 3 参加者が第4条第1項に規定する任期満了後、教育委員会に再度任用される場合には、20日を限度として年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）を、次の任期に繰り越すことができる。

- 4 参加者は、第1項の年次有給休暇の取得に当たっては、原則として3日前までに、3日以上連続した休暇を取得するときは、1月前までに、それぞれ所属長に申し出て承認を得なければならない。

- 5 所属長は、参加者から請求された時季に年次有給休暇を与えることが、事業の円滑な運営を妨げる場合には、他の時季にこれを与えることができる。

(病気休暇)

第13条 参加者が負傷又は疾病のために療養する必要があり、勤務しないことやむを得ないと認められる場合は、病気休暇を取得することができる。

2 病気休暇の期間は、第4条第1項に規定する任期中において10日の範囲内の期間とする。

3 病気休暇は有給とする。

(特別休暇)

第14条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 参加者の親族が死亡した場合 別表に掲げる期間
- (2) 参加者が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 連続する5日の範囲内の期間
- (3) 参加者が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
- (4) 参加者が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 第4条第1項に定める任期中において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- (5) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子の参加者が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- (6) 女子の参加者が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子の参加者が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
- (7) 参加者が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間
- (8) 参加者の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する参加者が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

- (9) 女子の参加者が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 1日
- (10) 妊産婦である女子の参加者が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる期間
- (11) 妊娠中の女子の参加者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 適宜休息し、又は捕食するために必要と認められる期間
- (12) 妊娠中の女子の参加者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合 正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる期間
- (13) 参加者が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 7月から9月までの期間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる参加者にあつては、1年の6月から10月までの期間）内における、勤務時間が割り振られていない日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
- (14) 参加者が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内（男子の参加者にあつては、その子の当該参加者以外の親が当該参加者がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
- (15) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）を養育する参加者が、その子の看護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 第4条第1項に定める任期において5日（その養育する

9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が複数の場合にあつては、10日)の範囲内の期間

- (16) 女子の参加者が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (17) 参加者が、その配偶者、父母、子、配偶者の父母その他泉大津市職員の勤務時間等に関する規則(平成7年泉大津市規則第21号)第19条第1項に定める者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行及びその他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 第4条第1項に定める任期において5日(要介護者が複数の場合にあつては、10日)の範囲内で必要と認められる期間
- (18) 介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以後も引き続き在職が見込まれる(93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ、更新がないことが明らかであるものを除く。)参加者が、要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合 当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日の範囲内で必要と認められる期間
- (19) 参加者が、要介護者の介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る前号の期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 1日につき2時間(当該参加者について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる期間
- (20) 参加者が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(21) 参加者が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(22) 6月以上の継続勤務をしている参加者が、人間ドックを受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日（交通機関の状況から、参加者が人間ドックを受けるためには人間ドックが行われる日又はその前日に宿泊することが必要であると認められる場合にあつては、1日に宿泊のため必要と認められる日数を加えた日数）の範囲内で必要と認められる時間

(23) その他所属長が特に必要と認めた場合 所属長が必要と認める期間

2 前項第1号から第13号まで、第22号及び第23号の特別休暇は有給とし第14号から第21号までの特別休暇は無給とする。

（育児休業）

第15条 次の各号のいずれにも該当する参加者は、任命権者の承認を受けて、その子を養育するため、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として泉大津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年泉大津市条例第8号。以下この条において「育児休業条例」という。）で定める場合に該当するときは、2歳に達する日）までの間で、育児休業条例に定める日まで、育児休業をすることができる。

(1) 引き続き在職した期間が1年以上である者

(2) その養育する子が1歳6か月に達する日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として育児休業条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日）までに、その任期（再度任用される場合にあつては、再度任用後の任期）が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない者

2 育児休業期間中は、無給とする。

## 第6章 服務

（服務の宣誓）

第16条 参加者は、泉大津市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年条例第11号）第2条に規定する別記様式による宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならない。

2 同一の参加者を再度任用した場合は、先の任用に際して行ったサービスの宣誓をもって、これを行ったものとする。

(職務命令に従う義務)

第17条 参加者は、その職務を遂行するに当たって、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(人事評価)

第18条 教育委員会は、参加者の執務について、人事評価を行うものとする。

(職務専念義務)

第19条 参加者は、この規則に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用いなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第20条 参加者は、教育委員会及びJETプログラムの信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

第21条 参加者は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(政治的行為の制限)

第22条 参加者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）が禁止する政治的行為を行ってはならない。

(争議行為等の禁止)

第23条 参加者は、同盟罷業、怠業その他の地方公務員法が禁止する争議行為を行ってはならない。

(ハラスメントの禁止)

第24条 加者は、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント、セクシャルハラスメント又はパワーハラスメントを疑われる言動によって他の職員に不快感を与え、職場環境を害してはならない。

(営利企業への従事等の制限)

第25条 参加者は、JETプログラムの目的を十分理解した上で、その職務に専念するものとし、営利企業を営むことを目的とする会社の役員を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事するこ

とのないよう努めなければならない。

2 参加者は、前項のいずれかの行為を行う場合又は組織の役員となる場合は、事前に所属長に届けなければならない。

(宗教活動の制限)

第26条 参加者は、その勤務に関して、宗教活動を行ってはならない。

(自動車等運転の制限)

第27条 参加者は、自宅から教育委員会が指定する勤務場所への通勤のためにする場合を除き、所属長の許可を受けることなくその勤務のために自動車等を運転してはならない。

## 第7章 懲戒等

(免職、休職等)

第28条 教育委員会は、参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを免職することができる。

- (1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 教育委員会は、参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、その意に反してこれを休職させることができる。この場合において、休職の期間中の報酬は支給しない。

- (1) 第14条第1項第5号及び第6号に規定する場合を除くほか、参加者が病気(第31条の疾病を除く。)、負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日(勤務を要しない日及び休日を含む。次項の日数において同じ。)を超える場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合

3 参加者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、法令等に特別の定めがある場合を除く外、その職を失う。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられた場合
- (2) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合

(懲戒処分)

第29条 教育委員会は、参加者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該参加者に対し、懲戒免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- (1) 日本国憲法その他日本の法令又はこの規則に違反した場合
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられた場合
- (3) 当該参加者の担当する職務にふさわしくない行為があった場合
- (4) 勤務態度が不良と認められる場合

2 前項に規定する処分の意義及び効果は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、労働基準法第20条に規定する手当を支給しない。
- (2) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は支払わない。
- (3) 減給 1回につき平均報酬の1日分の5割の額を減給し、当該行為を戒める。ただし、1月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は1月における報酬の10分の1の額を上回らないものとする。
- (4) 戒告 書面により当該行為を戒める。

(休職期間中の報酬)

第30条 第28条第2項による休職の期間中の報酬の支給は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第28条第2項第1号による休職の期間中、報酬から公務災害補償等によって得られる給付を差し引いた全額を支給する。
- (2) 第28条第2項第1号による休職のうち、勤務できない事由が前号に定めるもの以外の場合は、その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して30日に達するまでは報酬の全額を支給し、30日を超え60日に達するまでは報酬の5割の額を支給し、60日を超えるときは報酬を支給しない。
- (3) 第28条第2項第2号による休職の場合は、当該休職期間中は報酬の6割の額を支給する。

(勤務禁止)

第31条 参加者が次の各号に掲げる伝染性の疾病その他の疾病にかかったときは、教育委員会は当該参加者を勤務させないものとする。

- (1) 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかって、伝染予防の措置をしていない者
- (2) 精神障害のために、現に自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれのある者
- (3) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者
- (4) 前各号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 前項の場合において、その勤務しない期間中の報酬の支給については、第30条の規定を準用する。

(休暇及び休職の手続)

第32条 第13条第1項、第14条第1項第1号から第4号まで及び同項第7号から第22号までの休暇を取得する場合は予定日数を、同項第23号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。

2 第14条第1項第5号及び第6号の休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出なければならない。

3 病気又は負傷のため連続して3日を超える休暇を取得する場合及び休職の手続に必要となる場合は、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。ただし、3日以内の休暇を取得する場合であっても、所属長は、必要と認めるときは、診断書等の提出を求めることができる。

4 前項本文の場合において、所属長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることができる。

5 第28条第2項第2号による休職及び前条による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該参加者は速やかにその事実を所属長に届け出なければならない

い。

## 第8章 公務災害補償等

### (公務災害補償)

第33条 参加者は、公務上の災害（負傷、疾病、障害等又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年泉大津市条例第24号）の定めるところにより、これらの災害に対する補償を受けることができる。

### (公務外の災害補償)

第34条 教育委員会は、海外旅行傷害保険契約の締結により、参加者が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における損害補償について、損害保険金の範囲内で補償するものとする。

## 第9章 雑則

### (補則)

第35条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

#### 附 則(令和7年3月5日教委規則第2号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

#### 附 則(令和7年4月23日教委規則第4号)

#### (第14条の改定)

この規則は、公布日の翌日から施行する。

#### (第28条及び第29条の改定)

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

#### 附 則(令和8年3月 日教委規則第 号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第14条関係）

親 族	日 数
配偶者	7日
父母	7日
子	5日
祖父母	2日
孫	2日
兄弟姉妹	2日
おじ又はおば	2日
配偶者の父母	7日
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	2日
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	2日
おじ又はおばの配偶者	2日
配偶者のおじ又はおば	2日
曾祖父母	2日
曾祖父母の配偶者又は配偶者の曾祖父母	2日

備考 休暇の日数は、死亡の日（死亡の時刻が午後であるときは、その翌日）又は葬儀を営む日から起算する連続した日数とする。

教育委員会資料
8. 3. 18
指導課

議案第13号

## 泉大津市特別支援教育就学奨励費支給規則の 一部を改正する規則について

### 1 趣 旨

泉大津市特別支援教育就学奨励費支給規則について、国の算定基準等の改正に伴う申請書の様式変更を迅速かつ柔軟に対応することを可能とするため、泉大津市就学援助規則同様、規則から申請書様式の削除を行うものである。

### 2 改正内容

別紙3のとおり

### 3 適用年月日

改正後の規則は、令和8年4月1日から適用とする。

泉大津市教育委員会規則第 号

## 泉大津市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を 改正する規則

泉大津市特別支援教育就学奨励費支給規則（平成 29 年泉大津市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「(様式第 1 号)」を削る。

様式第 1 号を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 泉大津市特別支援教育就学奨励費支給規則新旧対照表

改 正 案	現 案 行
<p>(申請)</p> <p>第3条 奨励費の支給を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書に必要事項を記入し、次の各号の期日までに、泉大津市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>	<p>(申請)</p> <p>第3条 奨励費の支給を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書 <u>（様式第1号）</u> に必要事項を記入し、次の各号の期日までに、泉大津市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>様式第1号（第3条関係）</u> (略)</p>

## 泉大津市特別支援教育就学奨励費支給規則

平成 29 年 3 月 31 日

教委規則第 3 号

(目的)

第 1 条 この規則は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和 29 年法律第 144 号)の趣旨に基づき、泉大津市立小中学校の支援学級等に在籍する児童及び生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援教育就学奨励費(以下「奨励費」という。)を支給することにより、もって特別支援教育の振興を図ることを目的とする。

(支給対象者の基準)

第 2 条 奨励費の支給の対象となる者は、泉大津市立小中学校の支援学級に在籍し、又は学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)第 22 条の 3 に規定する障害を有する児童及び生徒の保護者であって、その属する世帯全員の前年分の収入額が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 8 条第 1 項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定したその世帯の需要の額の 2.5 倍未満のものとする。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者及び[泉大津市就学援助規則\(平成 20 年泉大津市教育委員会規則第 1 号\)第 2 条](#)に規定する準要保護者は、対象者としなない。

(申請)

第 3 条 奨励費の支給を受けようとする保護者(以下「申請者」という。)は、特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書に必要事項を記入し、[次の各号](#)の期日までに、泉大津市教育委員会(以下「委員会」という。)に申請しなければならない。

(1) 全期分(4 月分から翌年の 3 月分までをいう。)の申請 7 月末日

(2) 随時分(年度途中の月分から同年度の 3 月分までをいう。)の申請奨励費を受けようとする最初の月の 15 日まで

(奨励費の支給の決定)

第 4 条 委員会は、[前条](#)の規定による申請があった場合は、審査を行い、奨励費の支給の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(奨励費の内容及び支給方法)

第 5 条 奨励費は、次の内容により支給する。

(1) 学用品費

(2) 通学用品費

(3) 校外活動費

(4) 修学旅行費

(5) 給食費

(6) 新入学学用品費

2 奨励費は、4 月分から 9 月分までについては 10 月末日までに、10 月分から 3 月分まで

については 3 月末日までに支給するものとする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

3 委員会は、奨励費が支給された保護者(以下「被受給者」という。)が学校納付金等を納付していないときは、学校長を経由して被受給者に奨励費を支給するものとする。

(平 31 教委規則 2・一部改正)

(目的外使用の禁止)

第 6 条 被受給者は、奨励費をその目的以外に使用してはならない。

(支給決定の取消し等)

第 7 条 被受給者は、[次の各号](#)のいずれかに該当したときは、直ちにその理由を付して、委員会に奨励費の支給の取消しを申し出なければならない。

(1) [第 2 条](#)の規定に該当しなくなったとき。

(2) その他奨励費の支給の必要が無くなったとき。

2 委員会は、[前項](#)の規定による申出がない場合であっても、被受給者が[前項各号](#)のいずれかに該当すると認めるときは、奨励費の支給の決定を取り消し、又は奨励費の全部若しくは一部を支給しないことができる。

3 委員会は、被受給者が虚偽の申請その他不正の手段により奨励費の支給を受けた場合又はこの規則の規定その他この規則に基づく指示に違反した場合は、奨励費の支給の決定を取り消し、既に交付した奨励費があるときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

(補則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、奨励費に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日教委規則第 2 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 6 月 24 日教委規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和●年●月●日教委規則第●号)

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会資料
8. 3. 18
指導課

議案第14号

「令和8年度 学校園に対する教育方針」について

1 趣 旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第5号の規定に基づき、学校園に対する教育方針を示すものである。

2 審議内容

令和8年度学校園に対する教育方針の作成に係る事務を泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則第2条及び第3条第1項に基づき臨時に教育長に代理させる。

3 別冊資料

別冊 令和8年度学校園に対する教育方針（案）

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

（1～4略）

5 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

（1）略

（2）学校教育、社会教育及び青少年教育の基本方針に関すること。

（3）～（8）略

第3条 教育委員会は、会議の議決に基づき、前条各号に掲げる事務を教育長に臨時に代理させることができる。

教育委員会資料
8. 3. 18
生涯学習課

議案第15号

## 泉大津市立池上曾根弥生学習館及び泉大津市 池上曾根史跡公園運営委員会規則の制定について

### 1 趣 旨

令和8年第1回定例会における泉大津市附属機関設置条例の一部改正により、教育委員会の附属機関として設置された泉大津市立池上曾根弥生学習館及び泉大津市池上曾根史跡公園運営委員会について、必要な事項を定めるものである。

### 2 制定内容

別紙4 規則（案）のとおり

### 3 附則に関する事項

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(案)

泉大津市教育委員会規則第 号

## 泉大津市立池上曾根弥生学習館及び泉大津市池上曾根史跡公園運営委員会規則

(趣旨)

第1条 泉大津市附属機関設置条例（令和2年泉大津市条例第1号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、泉大津市立池上曾根弥生学習館及び泉大津市池上曾根史跡公園運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育委員会の諮問に応じ、泉大津市立池上曾根弥生学習館及び泉大津市池上曾根史跡公園（以下「弥生学習館等」という。）の運営について、必要な事項を調査審議すること。
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第7項の規定により、弥生学習館等の運営について指定管理者から提出された事業報告書を調査審議すること。
- (3) その他弥生学習館等の運営について、教育委員会が必要と認める事項を調査審議すること。

2 委員会は、弥生学習館等の運営に関し、教育委員会に意見を述べるができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、5年以内で教育委員会が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(案)

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が選任されていない場合その他委員長が招集できない場合は、教育委員会が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し、資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。ただし、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第16号

## 地域学校協働活動推進員の委嘱について

### 1 趣 旨

泉大津市地域学校協働活動推進員設置要綱に基づき、地域学校協働活動を円滑かつ効果的に推進するため、地域において社会的信望がある者であって、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者の中から、各学校の学校長の推薦により、泉大津市教育委員会が委嘱するものである。

### 2 根拠法令

社会教育法

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

泉大津市地域学校協働活動推進員設置要綱

第4条 推進員は、各学校の学校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

### 3 任期

任期1年（泉大津市地域学校協働活動推進員設置要綱 第5条）

### 4 委嘱期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

### 5 候補者

別紙5のとおり

## 令和8年度 地域学校協働活動推進員 候補者名簿

	学校名	推進員名
1	戎小学校	宿南 洋一
2	旭小学校	田中 昭男
3	穴師小学校	藤田 真由美
4	上條小学校	矢野 千寿
5	浜小学校	村原 麻由美
6	条東小学校	野村 忠明
7	条南小学校	立石 ユミ
8	楠小学校	久井 孝則
9	東陽中学校	小倉 浩二
10	誠風中学校	兼西 美紀
11	小津中学校	米矢 吉宏

## 議案第17号

## 泉大津市スポーツ施設運営委員の委嘱について

## 1 趣 旨

スポーツ施設の管理運営について必要な事項を審議する機関である泉大津市スポーツ施設運営委員会の委員について、泉大津市スポーツ施設運営委員会規則に基づき、学識経験を有する者、社会教育委員、体育関係団体の代表者、その他教育委員会が適当と認める者の中から、教育委員会が委嘱するものである。

## 2 根拠法令

泉大津市スポーツ施設運営委員会規則

第3条第2項 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱す

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会教育委員
- (3) 体育関係団体の代表者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

## 3 定員及び任期

定員5名以内（泉大津市スポーツ施設運営委員会規則 第3条）

任期2年（泉大津市スポーツ施設運営委員会規則 第4条）

4 委嘱期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日

5 候補者

別紙6のとおり

泉大津市スポーツ施設運営委員の候補者名簿  
 (期間：令和8年4月1日～令和10年3月31日)

(定員5名以内)

	氏名	委嘱	内容	年齢	備考
1	トミヤマ コウゾウ 富山 浩三	継続	学識経験者	63	大阪体育大学体育学部教授
2	キノ キンジ 木野 欽司	継続	社会教育関係者	74	スポーツ協会会長、元校長
3	ハラダ レイゾウ 原田 礼造	継続	学識経験者	48	公認会計士
4	コイケ クミコ 小池 久美子	継続	体育関係団体代表者	50	スポーツ推進委員協議会委員
5	サクラザワ ヒロナオ 櫻澤 宏尚	継続	市民公募	52	学校運営協議会委員、僧侶

教育委員会資料
8. 3. 18
生涯学習課

議案第18号

## 泉大津市文化財保護委員の委嘱について

### 1 趣 旨

泉大津市文化財保護委員会設置規則に基づき、文化財の保護に関して学識経験のある者の中から、泉大津市教育委員会が委嘱するものである。

### 2 根拠法令等

泉大津市文化財保護委員会設置規則

第6条 保護委員及び専門委員は文化財の保護に関して、学識経験のあるもののうちから教育委員会が委嘱する。

### 3 定員及び任期

定員 10名以内（泉大津市文化財保護委員会設置規則 第4条）

任期 2年 （泉大津市文化財保護委員会設置規則 第7条）

（令和8年4月1日～令和10年3月31日）

### 4 候補者

別紙7のとおり

令和 8、9 年度 泉大津市文化財保護委員の候補者名簿  
(定員 10 名以内)

氏名	ふりがな	住所
高寺 壽	たかでら ひさし	泉大津市
坂口 昌男	さかぐち まさお	岸和田市
高橋 正	たかはし ただし	泉大津市
北條 豊和	ほうじょう とよかず	和泉市
河田 泰之	かわた やすゆき	泉大津市
藤原 浩史	ふじわら ひろし	泉大津市

議案第19号

## 泉大津市文化財保護審議会委員の委嘱について

### 1 趣旨

泉大津市文化財保護条例に基づき、文化財の保護に関して学識経験のある者の中から、泉大津市教育委員会が委嘱するものである。

### 2 根拠法令等

泉大津市文化財保護条例

第6章 文化財保護審議会

第40条

法第190条第3項の規定に基づき、委員は、文化財の保存及び活用に関し学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

### 3 定員及び任期

定員若干名（泉大津市文化財保護条例 第6章 第39条）

任期2年（泉大津市文化財保護条例 第6章 第41条）

（令和8年4月1日～令和10年3月31日）

### 4 候補者

別紙8のとおり

令和8, 9年度

## 泉大津市文化財保護審議会委員候補者名簿

ふりがな 氏 名	専門分野 肩 書
よしはら ただお 吉原 忠雄	美術工芸 元 大阪大谷大学 教授
おぐら たかし 小倉 宗	古文書 関西大学文学部 教授
ながとも ともこ 長友 朋子	考古学 立命館大学文学部 教授
なかい せいいち 中井 精一	言語・文化学 同志社女子大学表象文化学部 教授

議案第20号

## 市立総合体育館の臨時休館について

### 1 趣旨

令和8年度の運営に当たり、総合体育館がイベント会場になるなど通常の体育館運営が困難になる日がある。

従って、当該日を市立総合体育館の臨時休館日とする。

### 2 臨時休館日

令和8年 4月29日（祝） 「指定管理者主催イベント」

令和8年10月10日（土） 「祭礼（十二町連合曳）」

令和8年11月 8日（日） 「スポーツフェスティバル」

令和9年 1月10日（日） 11日（祝） 「二十歳のつどい」

なお、本来休館日である令和9年1月12日（火）、13日（水）を開館日に変更する。

利用者には、広報紙やホームページ及び館内掲示板などにより周知する。

### 3 根拠法令

泉大津市立総合体育館条例施行規則第3条第1項

体育館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休館又は開館することができる。

報告第 4 号

## 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

### 1 趣 旨

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認したので報告するものである。

### 2 根拠法令

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱

第 6 条第 2 項 教育長は前項の規定により専決処理をしたときは、事後その旨を委員会に報告しなければならない。

### 3 報告対象期間

令和 8 年 2 月 1 日（日）～ 令和 8 年 2 月 2 8 日（土）

### 4 内 容

別紙 9 のとおり

## 【承認】

番号	専決日	実施日	件名	申請団体	
1	R8.2.2	①R8.3.28 ②R8.3.29	「7か国語で話そう。」講座&ワークショップ	(一財)言語交流研究所 ヒッポファミリークラブ	
2	R8.2.2	R8.3.15	講演と体験「プログラミング教育は子どもに何をもたらすのか」	社会福祉法人豊中福祉会	新
3	R8.2.9	R8.11.29	ジュニアミュージカル公演「歯車城のクラウン」	劇団Little★Star -team Earth-	新
4	R8.2.12	①R8.3.28 ②R8.3.29	泉大津市でのアート体験	株式会社アトリエSubaru	新
5	R8.2.12	R8.3.7～ R8.3.28	Minecraftで1日eスポーツ体験教室	NPO法人エンジョイキッズ	新
6	R8.2.12	R8.5.24	第25回浜街道まつり	浜街道まつり実行委員会	
7	R8.2.16	R8.5.6	第29回わんぱく相撲泉大津場所	公益社団法人泉大津青年会議所	
8	R8.2.25	R8.4.11～ R8.9.26	2026年度 あすと市民大学(前期)	あすとホール	
9	R8.2.27	R8.4.12	泉州市民バンドフェスティバル2026	泉大津市吹奏楽団	